令和6年度事業計画

本年度も法務局相続人調査業務が最大の焦点であり、担当社員の方々と意見交換しながら入札価格や、より効率的な作業の進行方法を模索していきたい。

徳島県、各市町村等、官公署内部の登記事件については、要請に応えることは当然と して、さらに積極的に公嘱協会の存在をアピールしていく。

また、先般の日司連定時総会で司法書士法改正大綱が承認されたことから、現在、全国公共嘱託登記司法書士協会協議会において、公嘱協会の業務拡充が検討されている。拡充内容としては、不動産の権利登記に限定されない司法書士法3条1項1号から5号までの業務や不動産権利者の探索に係る調査業務等を公嘱協会が受託できるようにすることである。これが認められると、公嘱協会が商業登記を受託できる可能性があり、当協会としても大いに関心がある事柄であるため、協議の今後に注視していきたい。

1. 事業部

- ① 受託往訪活動の推進
- ② 業務処理に関する対外交渉、調整
- ③ 業務処理の管理、監督
- ④ 業務処理に関する社員の指導
- ⑤ 社員、各支部の活動状況の把握及び連絡協調並びに情報の共有
- ⑥ 広報活動
- ⑦ 土地家屋調査士協会との連絡、情報交換
- ⑧ 全司協・他協会との情報の交換、視察

2. 総務経理部

- ① 報酬額表の検討、改訂
- ② 事業費等の円滑な支出、出納の監督
- ③ 名刺、会員名簿の作成
- ④ 組織、規則等の検討